

消防災第54号
平成28年5月23日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

都道府県における風水害対策の強化について(通知)

標記については、平素から格段の御尽力を頂いているところですが、集中豪雨や台風襲来等の出水期を迎えるに当たり、万全の体制を整える必要があることから、平成28年5月23日付で中央防災会議会長（内閣総理大臣）から各都道府県防災会議会長あてに「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（中防消第3号）が通知されたところです。

貴殿におかれましては、貴庁内へ周知徹底を図っていただき、人命の安全の確保を最重点とする風水害対策に万全を期されるとともに、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知）に基づく、災害が発生した場合の迅速かつ的確な報告についてもよろしく御配慮願います。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 災害応急対策の実施体制の確立

- (1) 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、最悪の事態を想定し、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により、災害即応態勢の確保を図ること。また、電気・水道等ライフライン管理者、交通機関等に対しても早急に注意を喚起し、又は警戒等を要請すること。
- (2) 台風の接近等により相当程度の被害の発生が懸念されるときは、消防庁から関係都道府県等に対し警戒情報等を発することとしているので、適切に対処すること。
- (3) 市町村からの被害状況等の報告は入手後速やかに消防庁に対して報告するとともに、市町村から都道府県への報告が遅れている場合は、市町村に対し職員を派

遣するなど積極的に情報収集を行うこと。

また、都道府県から報告される被害情報は、国の支援体制や応援部隊の派遣規模等の決定にとって最も重要なものであることから、市町村及び都道府県警察等と密接な連携を保ち、速やかな報告に努めるとともに、平素から連絡手段の確保や情報共有体制の構築に配慮すること。

なお、都道府県警察等が把握している人的被害の情報が得られた際は、できる限り早い段階で、市町村が把握している被害情報と摺り合わせを行うなど、一元的に集約・調整を行い報告すること。

(4) 大規模災害が発生し、死者数その他の詳細な災害の状況が把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれる場合には、関係機関と連携し、県内の消防相互応援及び緊急消防援助隊の要請を行うなど地方公共団体相互の広域的な応援活動により迅速な救助活動等に万全を期すること。なお、あらかじめ関係機関の連絡先を確認・点検し、連絡体制を整備しておくこと。

また、自衛隊の出動要請については、事前に所要の手続きや要件等を、市町村を始めとした関係機関等との間で確認しておき、関係法令及び地域防災計画等を踏まえ、的確に行うこと。

(5) 広域的な応援活動が行われる場合において、消防応援活動調整本部（消防組織法第44条の2の規定に基づき設置されるものをいう。）、DMA T調整本部（日本DMA T活動要領（平成18年4月7日付医政指発第0407001号厚生労働省医政局指導課長通知）V-2に基づき設置されるDMA T都道府県調整本部をいう。）及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づき設置される非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいう。）が設置される場合並びに自衛隊、警察等が都道府県災害対策本部に参集する場合は、可能な限り、これらの活動場所は都道府県災害対策本部と近接した場所に設置すること。

また、都道府県及び実動関係機関が定期的に合同で調整会議を開催すること等により、関係機関間の情報共有を図ること。

2 災害危険箇所等に対する措置

市町村が作成するハザードマップについて、住民が避難行動を行う上での一助となるよう、気象台・国土交通省河川事務所等の関係機関と連携し、説明会の開催やデータの提供等、砂防、河川、治山及び農業用施設等の専門的知見に基づく技術的助言等を行うこと。

3 避難勧告等の発令・伝達

(1) 市町村に対し「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月改定）を参考にして、避難勧告等に係る発令の判断基準等の見直し・修正等を行うことや、特に土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに発令することを基本とすることについて、あらためて周知し、気象台や河川事務所等と連携し、説明会の開催や技術的助言等の支援を行うこと。

(2) 大雨、洪水等の警報や土砂災害警戒情報など防災気象情報について、市町村の

的確な避難勧告等の発令に資するため、平常時から気象台と連携し、できるだけ分かりやすく市町村に情報提供するとともに、市町村担当者の理解の向上を図ること。

都道府県が提供している土砂災害警戒情報を補足する情報（例：土砂災害危険箇所、1km格子の土砂災害危険度等）についても市町村に周知徹底すること。

- (3) 市町村の避難勧告等に関する意思決定に対する都道府県からの助言の実施や気象台から都道府県への要員の派遣など、国・都道府県・市町村間の連携強化・情報共有を図る体制をあらかじめ整備しておくこと。

また、災害の発生により、避難勧告等の発令を行うことができなくなった市町村が生じた場合に、都道府県において代行するための体制をあらかじめ整備しておくこと。

市町村が災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて職員を市町村に派遣するなど、砂防、河川、治山及び農業用施設等の専門的知見に基づく技術的助言、市町村からの情報収集、応援要請の調整等を行うこと。

- (4) 災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等について放送事業者とあらかじめ申し合わせること。関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し共有することにより、放送事業者と連携した避難勧告等の伝達体制を確立すること。

4 要配慮者の避難対策の推進

- (1) 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考に、市町村が避難行動要支援者の避難対策を推進するに当たり、技術的助言等を行うこと。
- (2) 高齢者福祉施設などの要配慮者関連施設について、施設の立地条件や非常災害に対する具体的計画の策定の再点検等を実施すること。

5 災害被害軽減のための各種対策の推進

市町村が実施する防災に関する取組を推進するため、気象台等の防災関係機関と連携しながら必要な助言や協力等を行うこと。